市長と語るふれあい座談会実施要領

(目的)

第1条 市長と語るふれあい座談会(以下「座談会」という。)は、市民又は市内に活動の拠点を置く団体(以下「市民等」という。)が主催する会合等に市長が出席し、市の施策などを説明するほか、市民等から市政に関する意見や提言を聴くことにより、市政に対する理解及び関心を深めることを目的とする。

(対象)

- 第2条 対象は、市民等の主催する10人から40人までが参加する会合等で、 前条の目的に適合すると認められるものとする。ただし、次に掲げるものを 除く。
 - (1) 公の秩序を乱すもの又はその恐れのあるもの
 - (2) 専ら政治、宗教又は営利を目的としたもの又はその恐れのあるもの
 - (3) 専ら苦情、要望等を扱うもの又はその恐れのあるもの

(開催日時及び場所)

- 第3条 座談会の開催時間は、2時間以内とし、午前10時から午後9時までとする。
- 2 座談会の開催日は、原則として月に2回以内とする。
- 3 座談会の開催場所は、市内に限る。

(申込み等)

- 第4条 申込者は、座談会を開催しようとする日の20日前までに、市長と語る「ふれあい座談会」申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。
- 2 市長は、前項の規定による申し込みがあったときは、その内容を審査し、 適当と認めたときは、市長と語る「ふれあい座談会」開催決定通知書(様式第 2号)により当該申込者に通知するものとする。
- 3 座談会の実施に係る施設については、申込者の責任においてこれを用意するものとする。
- 4 同一の市民等からの申し込みは、原則として1年度に2回以内とする。 (その他)
- 第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則
 - この要領は、平成22年8月1日から施行する。 附 則
 - この要領は、平成26年9月3日から施行する。

ふじみ野市長 あて

市長と語る「ふれあい座談会」申込書

団体等の名称					
代表者名					
開催希望日	第1希望	· ·	月 日() 分から午前・午後	時	分まで
(日程調整させて いただきます。)	第2希望	· ·	月 日() 分から午前・午後	時	分まで
会場	名 称				
	所在地				
参加予定人員					
団体等の紹介					
座談会のテーマ					
連絡先	住 所	. =			
	電話番号				
	担当者名				

申込み及び問合せ先

〒356-8501 ふじみ野市福岡1-1-1 ふじみ野市役所広報広聴課広報広聴係

電話番号:049-262-9003 (直通)

7r92:049-266-6245

様

ふじみ野市長

(公印略)

市長と語る「ふれあい座談会」開催決定通知書

• 1		70000
団体等の名称		
代表者名		
開催日時		
会場	名称	
	所在地	
参加予定人員		人
座談会のテーマ		
連絡先	住 所	〒
	電話番号	
	担当者名	

問合せ先

〒356-8501 ふじみ野市福岡1-1-1 ふじみ野市役所広報広聴課広報広聴係

電話番号:049-262-9003 (直通)

7r92:049-266-6245